

原子力発第20317号
令和2年11月13日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり伊方発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和51年10月5日付51安(原規)第97号で認可を受け、昭和52年9月30日付52安(原規)第284号、昭和53年11月28日付53安(原規)第350号、昭和54年6月22日付54資庁第8354号、昭和54年8月7日付54資庁第10466号、昭和56年6月8日付56資庁第6243号、昭和56年8月20日付56資庁第10448号、昭和57年2月26日付57資庁第2530号、昭和57年3月18日付57資庁第4107号、昭和57年7月31日付57資庁第10881号、昭和58年7月20日付58資庁第10709号、昭和59年2月29日付59資庁第1457号、昭和60年3月25日付60資庁第2957号、昭和60年7月25日付60資庁第8721号、昭和61年5月17日付61資庁第6686号、平成元年3月31日付元資庁第3505号、平成元年12月26日付元資庁第15283号、平成2年3月23日付2資庁第1878号、平成4年1月16日付3資庁第11737号、平成5年7月27日付5資庁第8295号、平成5年12月22日付5資庁第13462号、平成6年4月19日付6資庁第2571号、平成6年11月28日付6資庁第13361号、平成8年2月20日付7資庁第15247号、平成8年5月21日付8資庁第4967号、平成8年10月11日付8資庁第9986号、平成9年7月23日付平成09・06・30資第11号、平成12年5月24日付平成12・05・11資第1号、平成13年1月5日付平成12・09・20資第4号、平成13年2月23日付平成13・02・16原第4号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第

10号,平成13年9月17日付平成13・08・24原第3号,平成13年10月29日付平成13・10・15原第3号,平成14年4月10日付平成14・04・03原第5号,平成14年6月5日付平成14・05・23原第7号,平成14年10月22日付平成14・09・30原第13号,平成15年2月21日付平成15・01・29原第2号,平成15年12月18日付平成15・11・17原第20号,平成16年5月10日付平成15・12・19原第33号,平成16年8月10日付平成16・07・09原第22号,平成17年2月18日付平成17・01・17原第12号,平成17年9月28日付平成17・09・14原第2号,平成18年2月22日付平成18・01・19原第9号,平成19年2月16日付平成19・01・29原第11号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第37号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第16号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第18号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第8号,平成21年3月2日付平成21・02・09原第33号,平成21年4月20日付平成21・03・26原第2号,平成21年9月15日付平成21・09・09原第11号,平成22年2月8日付平成22・01・18原第3号,平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号,平成23年5月6日付平成23・04・08原第30号,平成23年5月11日付平成23・04・25原第7号,平成24年3月15日付平成23・03・11原第6号,平成24年9月6日付20120820原第24号,平成25年6月25日付原管P発第1306251号,平成27年2月2日付原規規発第1502021号,平成28年3月24日付原規規発第16032417号,平成28年4月19日付原規規発第1604191号,平成28年8月1日付原規規発第1608014号,平成29年2月10日付原規規発第17021011号,平成29年6月28日付原規規発第1706283号,平成29年11月27日付原規規発第1711275号,平成30年5月21日付原規規発第1805218号,平成30年12月17日付原規規発第1812178号,平成31年2月13日付原規規発第1902133号,令和元年6月4日付原規規発第1906047号,令和元年7月5日付原規規発第1907056号,令和2年3月31日付原規規発第2003313号,令和2年9月17日付原規規発第2009177号,令和2年10月7日付原規規発第2010076号,令和2年11月4日付原規規発第20110410号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述を,別添の伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし,下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 組織変更に伴う変更

伊方発電所2号炉が廃止措置計画の認可を受け,伊方発電所3号炉一基の運転となったことから,定期事業者検査および原子炉施設の保修,改造作業における工程管理業務を実施する組織ならびに原子炉施設の系統管理業務を実施する組織をそれぞれ統合することとし,関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第4条(保安に関する組織)
- ・第5条(保安に関する職務)
- ・第7条(伊方発電所安全運営委員会)
- ・第12条の2(運転管理業務)
- ・第204条(保安に関する組織)
- ・第205条(保安に関する職務)
- ・第207条(伊方発電所安全運営委員会)
- ・第212条の2(運転管理業務)

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前

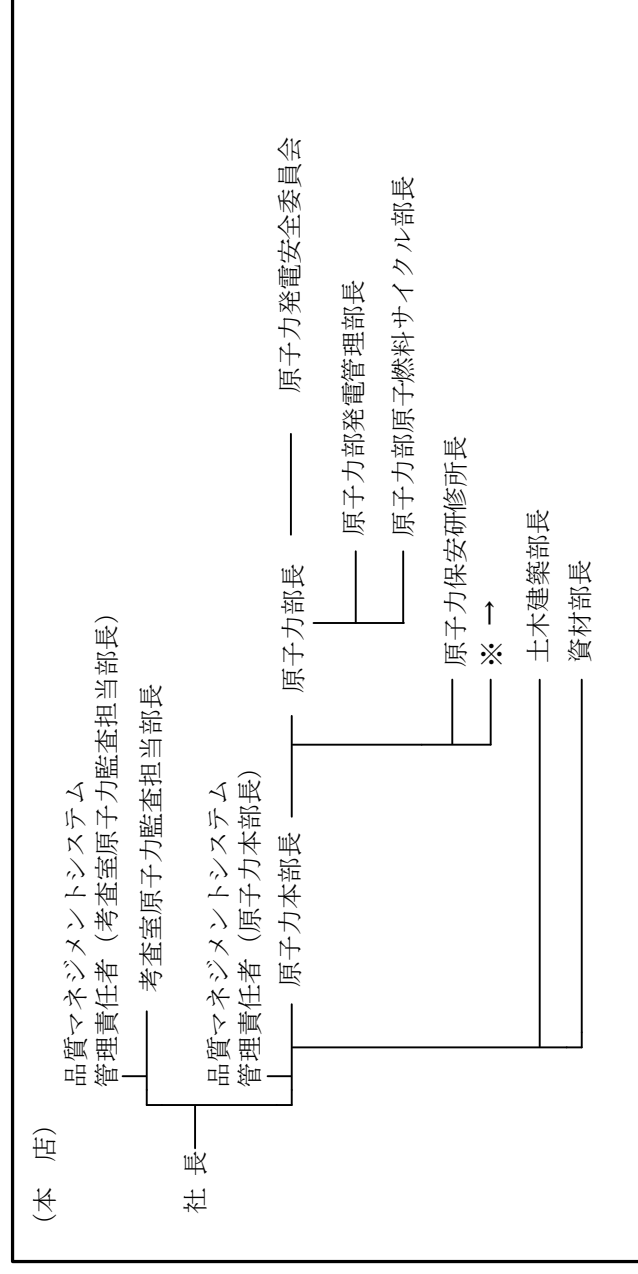
第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4



変更後

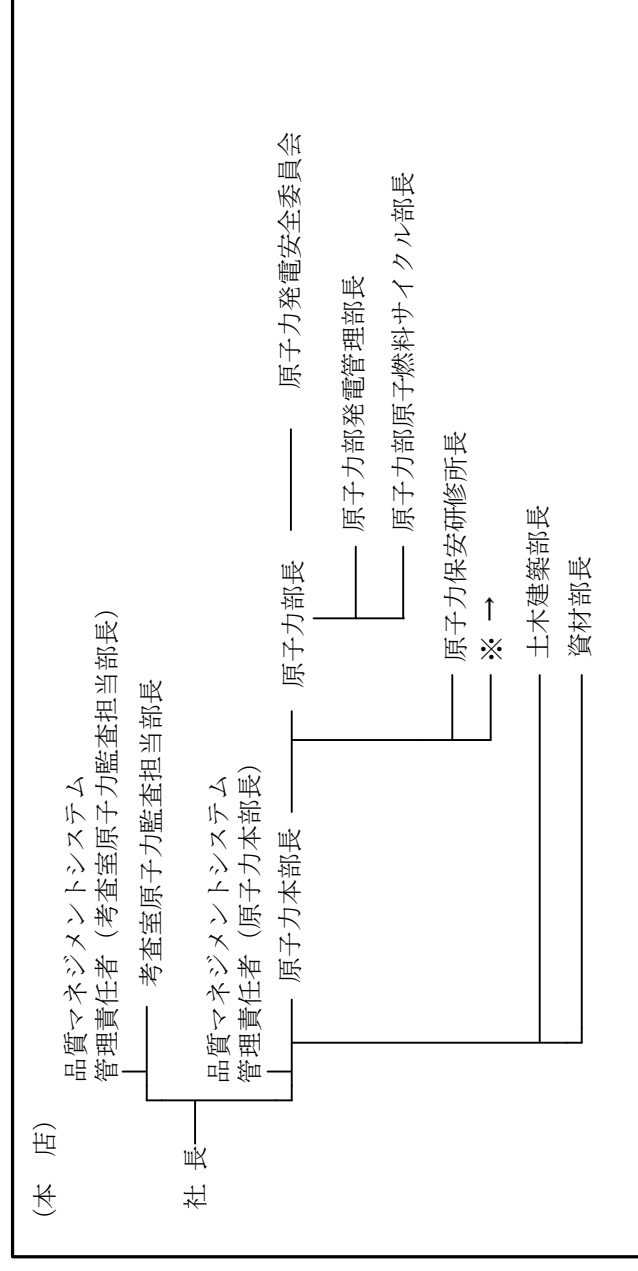
第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

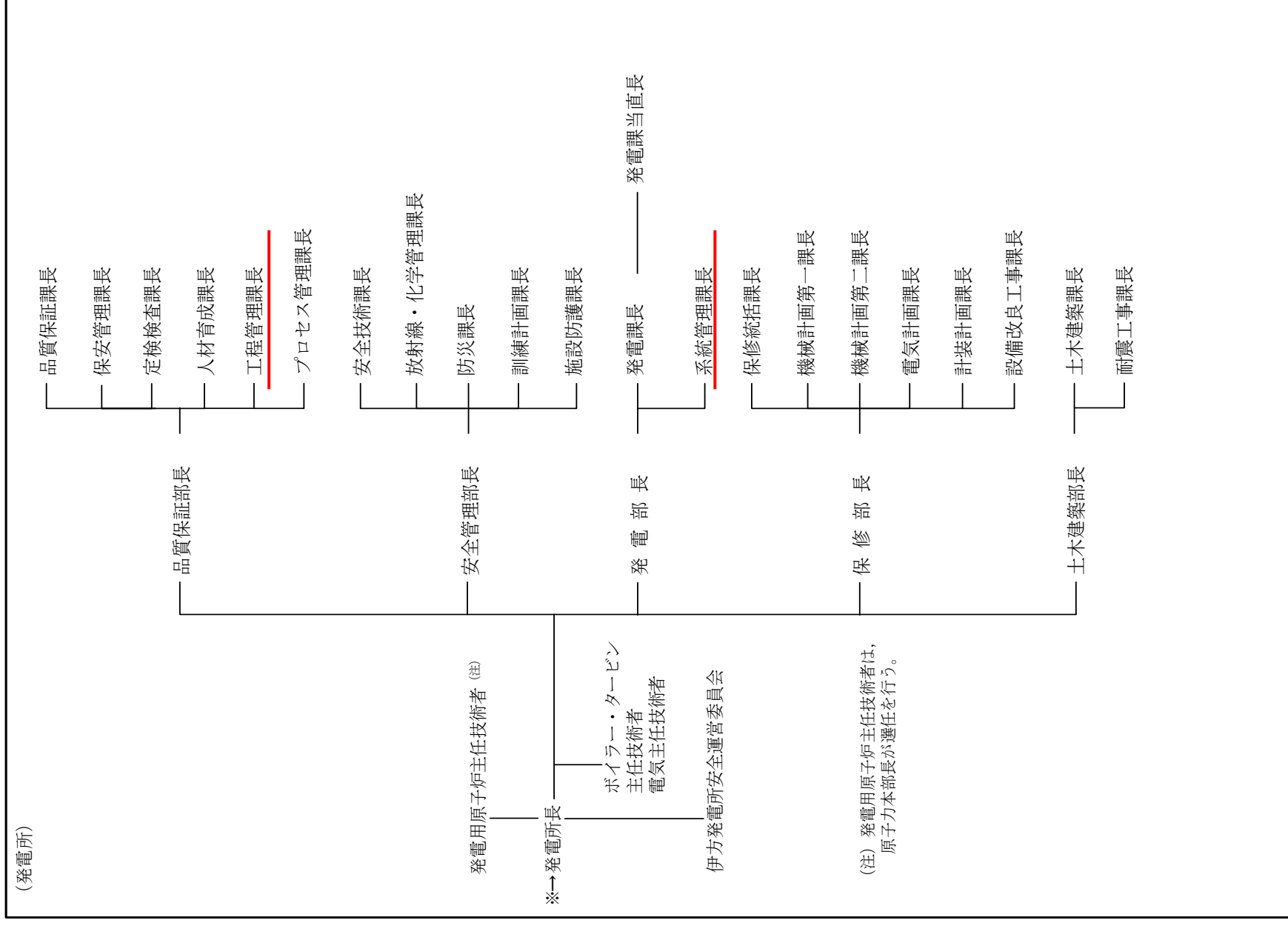


備考

本頁変更なし

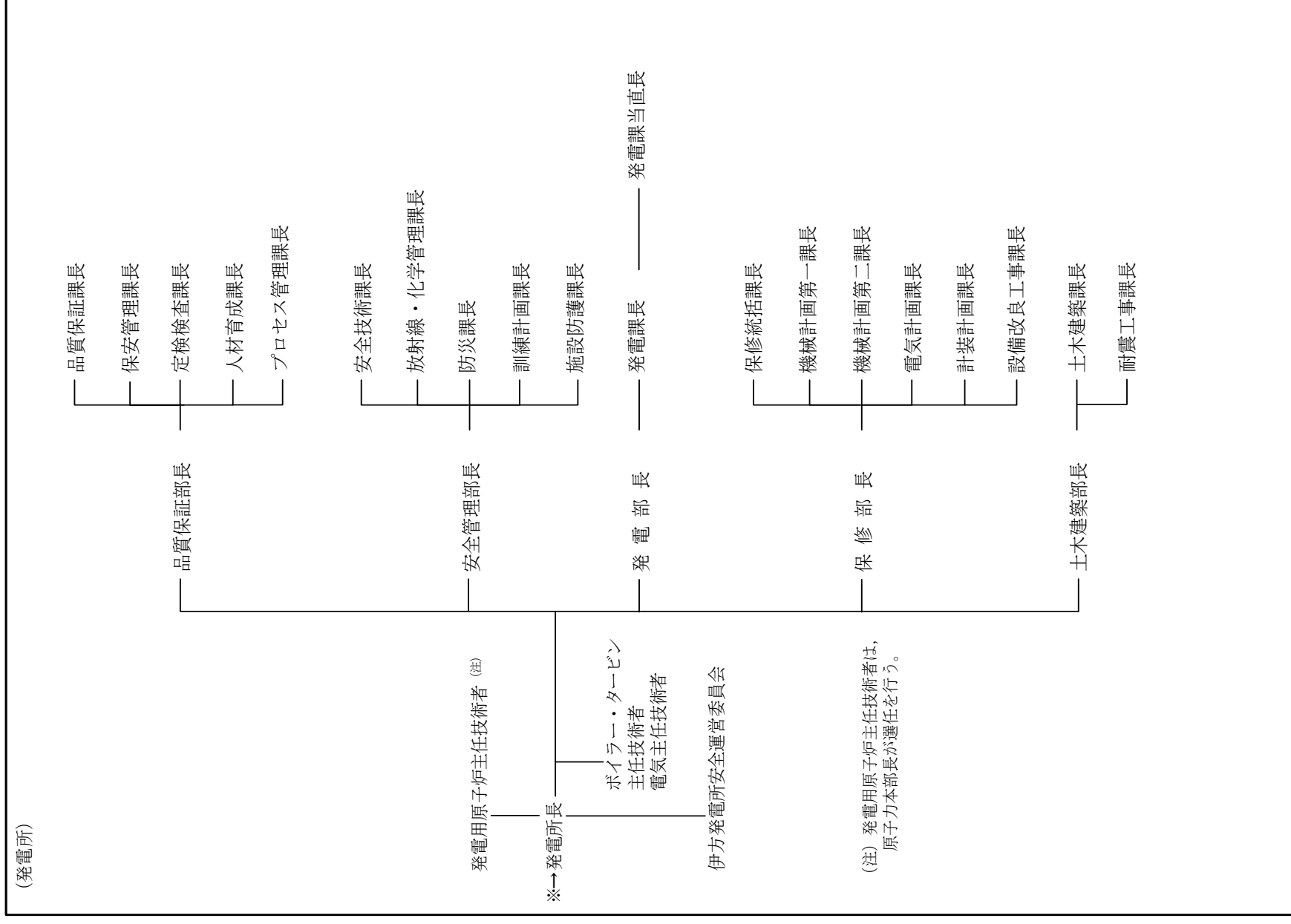
変更前

図4 (続き)



変更後

図4 (続き)



備考

組織変更に伴う変更(以下,本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長</u>およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、<u>保安教育の総括業務</u>を行う。</p> <p>16 <u>工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに<u>定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、<u>保安教育の総括業務</u>を行う。</p> <p>16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p>	<p>組織変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>22 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>、<u>機械計画第一課長</u>、<u>機械計画第二課長</u>、<u>電気計画課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（<u>工程管理課長</u>および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>39 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>21 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>22 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>25 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>29 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）に<u>機械計画第一課長</u>、<u>機械計画第二課長</u>、<u>電気計画課長</u>および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>34 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>37 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>組織変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む） (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む） (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	
	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 <ol style="list-style-type: none"> (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む） (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第35項（第25項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織変更に伴う変更 に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理業務) 第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。 (b) 警報発信時の対応を実施する。 (c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。 (2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。 (4) 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備に関する次の業務を実施する。 (a) 第13条第3項の巡視点検を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。 (b) 作業に伴う機器操作を実施する。 (c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。 (5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p>	<p>(運転管理業務) 第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。 (b) 警報発信時の対応を実施する。 (c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。 (2) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。 (3) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。 (4) 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備に関する次の業務を実施する。 (a) 第13条第3項の巡視点検を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。 (b) 作業に伴う機器操作を実施する。 (c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。 (5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p>	組織変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）

変更前

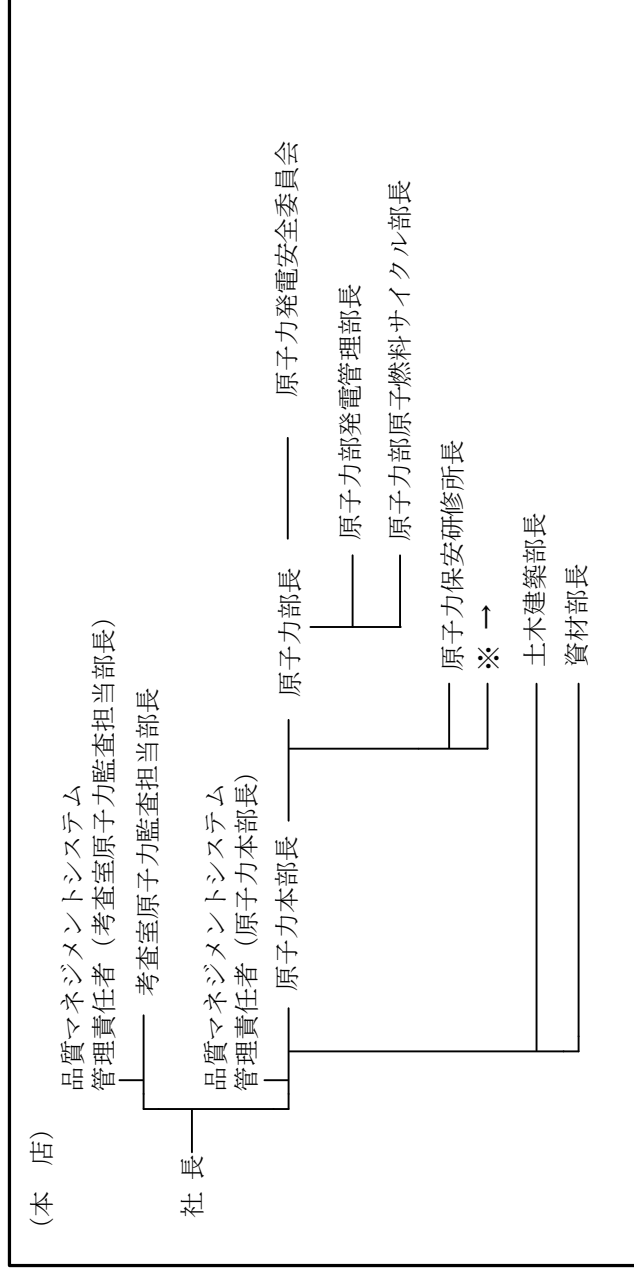
第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。

図204



変更後

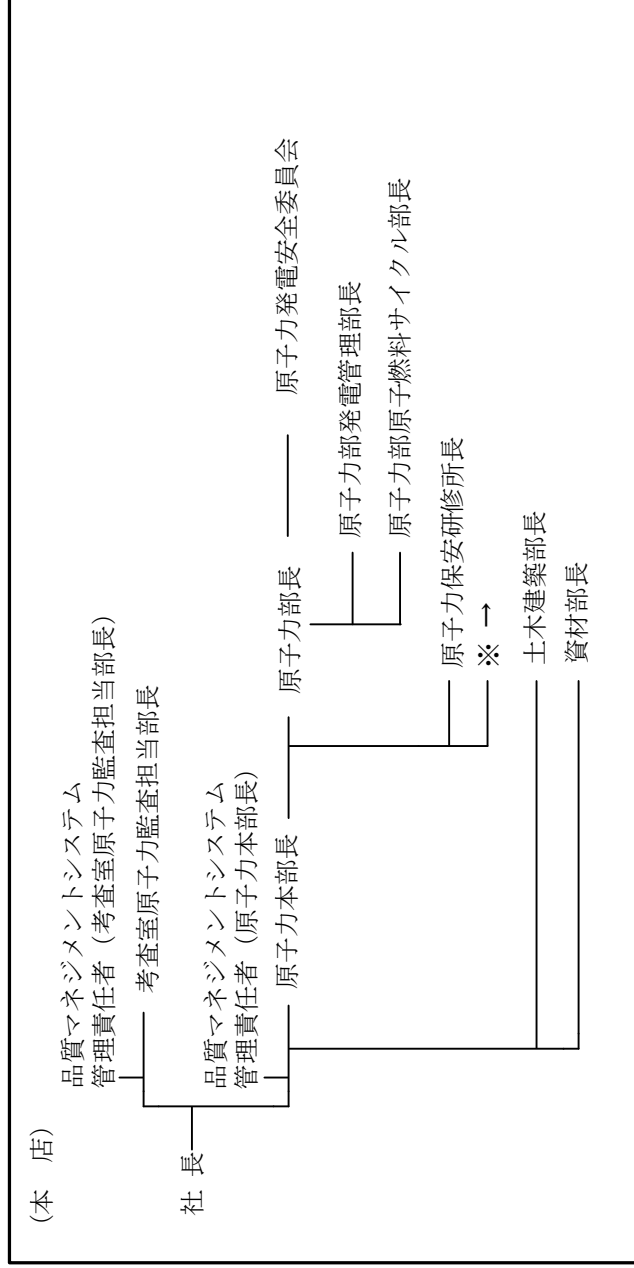
第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。

図204

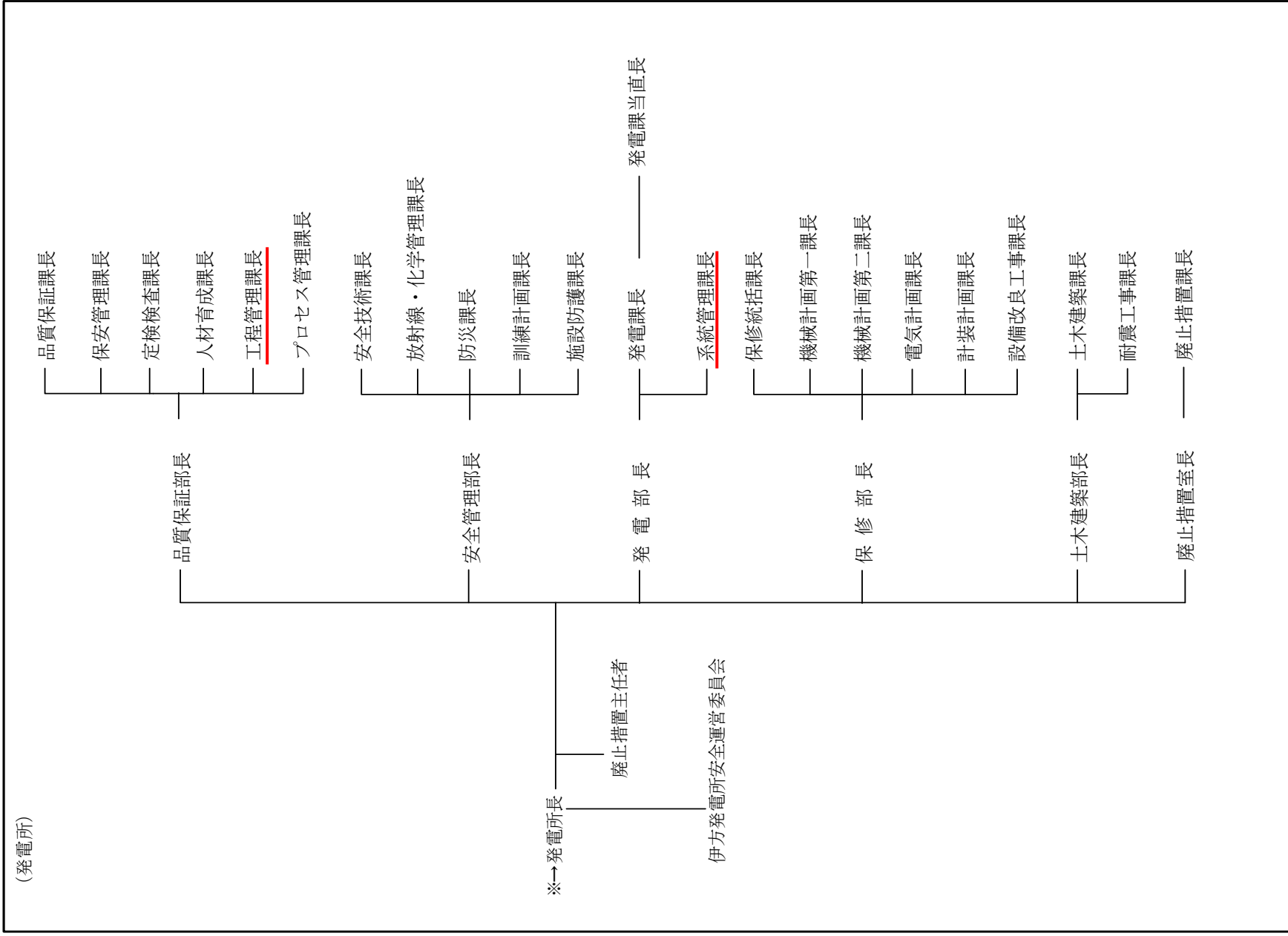


備考

本頁変更なし

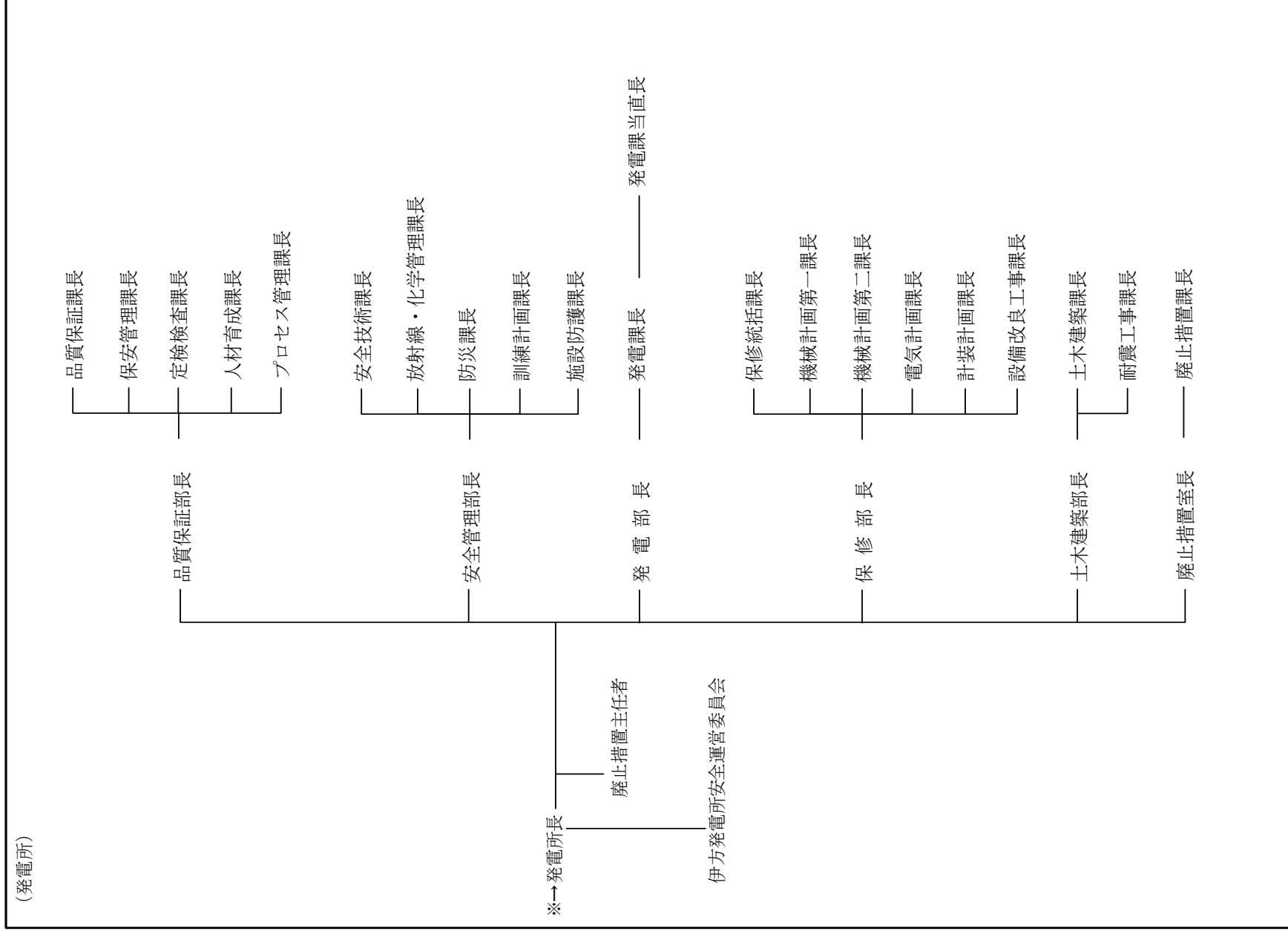
変更前

図204 (続き)



変更後

図204 (続き)



備考

組織変更に伴う変更
(以下, 本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長</u>およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 <u>工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</u></p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長</u>およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 <u>工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</u></p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>22 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長という。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>、<u>機械計画第一課長</u>、<u>機械計画第二課長</u>、<u>電気計画課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（<u>工程管理課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（<u>工程管理課長</u>および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>39 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>40 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事^{*1}に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>41 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p>	<p>20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>21 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>22 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長という。</p> <p>26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>28 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>29 機械計画第二課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>30 電気計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 計装計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 設備改良工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>34 土木建築課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 耐震工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（<u>定検査課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>36 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>37 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事^{*1}に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>39 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p>	<p>組織変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

備考	変更後	変更前
<p>組織変更に伴う変更 (以下、本頁において同じ)</p>	<p>40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下、本編において同じ。)</p>	<p>42 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下、本編において同じ。)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理業務)</p> <p>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 中央制御室における監視および第213条の巡視によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</p> <p>(b) 警報発信時の対応を実施する。</p> <p>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 中央制御室における監視および第213条の巡視によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</p> <p>(b) 警報発信時の対応を実施する。</p> <p>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>(3) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p>	<p>組織変更に伴う変更 (以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>附 則 (年 月 日) (施行期日) 第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>附則の追加</p>

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

(1) 組織変更に伴う変更

伊方発電所2号炉が廃止措置計画の認可を受け、伊方発電所3号炉一基の運転となったことから、定期事業者検査および原子炉施設の保守、改造作業における工程管理業務を実施する組織ならびに原子炉施設の系統管理業務を実施する組織をそれぞれ統合することとし、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第7条（伊方発電所安全運営委員会）
- ・第12条の2（運転管理業務）
- ・第204条（保安に関する組織）
- ・第205条（保安に関する職務）
- ・第207条（伊方発電所安全運営委員会）
- ・第212条の2（運転管理業務）

以 上